

才五条

長を以て構成す。

才六条

中央委員会は、年一回中央執行委員長之を召集す。但し中央委員三分の一以上の要求ありたる時は、若しくは中央執行委員会の要求ありたる時は之を召集することを要す。

才七条

中央委員の選出比率は別表を以て定む。

才八条

第三節 中央執行委員会

才九条

中央執行委員会は党の執行機関にして、大会及中央委員会に責任を負ふものとす。

才十条

中央執行委員長、中央執行委員、書記長、書記次長を以て構成し、少くとも三ヶ月に一回、中央執行委員長之を召集すべしものとす。

才十一条

中央執行委員会は、常任中央執行委員を互選し、書記を任免す。

才十二条

中央執行委員会は中央評議員を推薦することを得。中央評議員は中央委員会の諮問に應ず。

才十三条

第四節 常任中央執行委員会

才十四条

常任中央執行委員会は、常務執行機関にして、大会、中央委員会及び中央執行委員会に責任を負ふものとす。

才十五条

第五節 部門

才十六条

常任中央執行委員会に、次の部門を置く。

才十七条

各部門は、別に定むる規定により、当該部門の事務を処理す。

才十八条

各部門に部長一名、部員若干名をおく。

才十九条

部長は、常任中央執行委員を以て補し、部員は常任中央執行委員会之を任免す。

才二十条

第六節 統制委員会

才二十一条

統制委員会は、執行部より独立し、党務監察の機関とす。

才二十二条

統制委員長、統制委員若干名よりなる。委員長及び委員は、中央委員会、中央執行委員会及び常任中央執行委員会より選出する。

才二十三条

統制委員会は、執行部より独立し、党務監察の機関とす。